

# ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

## もくじ 目次

- 1 かいてい けいいい しゅし  
I 改定の経緯・趣旨
- 2 かいていそうごうししん いち  
II 改定総合指針の位置づけ
- 3 しきおよ うんよう  
III 始期及び運用
- 4 ひょうごけん しゃかい すがた  
IV 兵庫県をめざすユニバーサル社会の姿
  - 1 めざすべき社会像  
しゃかいぞう
  - 2 5つの基本理念  
きほんりねん
- 5 けんしさく きほんてきほうこう  
V 県施策の基本的方向
  - 1 「ひと」
  - 2 「さんか  
さんか
  - 3 「じょうほう  
じょうほう
  - 4 「まち」
  - 5 「もの」

## 1 かいてい けいいい しゅし I 改定の経緯・趣旨

- ひょうごけん しゃかい すす すべ ひと  
兵庫県では、ユニバーサル社会づくりを進めようとする全ての人が  
きょうゆう りねん じつげん む とりくみ きほんほうこう あき  
共有すべき理念と実現に向けた取組の基本方向を明らかにするた  
め、2005年(ねん)に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針(しゃかい そうごうししん いこう そうごう  
ししん)を策定(さくてい)し、だれもが主体的(しゅたいてき)に生き、支える(ささ)社会(しゃかい)の構築(こうちく)をめざし

てきた。

- 2018年<sup>ねん</sup>には、年<sup>ねん</sup>齡<sup>れい</sup>、性<sup>せい</sup>別<sup>べつ</sup>、障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>の有<sup>う</sup>無<sup>む</sup>、言<sup>げん</sup>語<sup>ご</sup>、文<sup>ぶん</sup>化<sup>か</sup>等<sup>とう</sup>の違<sup>ちが</sup>いに  
関<sup>かん</sup>わりなく、全<sup>すべ</sup>ての<sup>ち</sup>人<sup>いき</sup>が地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>の一<sup>いち</sup>員<sup>いん</sup>として尊<sup>そん</sup>重<sup>ちよう</sup>され、互<sup>たが</sup>いに支<sup>さ</sup>  
え合<sup>あ</sup>い、一<sup>ひとり</sup>人<sup>も</sup>ひとりが持<sup>ち</sup>てる力<sup>ちから</sup>を発<sup>は</sup>揮<sup>つき</sup>して活<sup>かつ</sup>動<sup>どう</sup>することができ<sup>る</sup>ユニバ<sup>ー</sup>サ<sup>ー</sup>  
ル社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>実<sup>じ</sup>現<sup>げん</sup>のた<sup>め</sup>の基<sup>き</sup>本<sup>ほん</sup>理<sup>り</sup>念<sup>ねん</sup>等<sup>とう</sup>を定<sup>さだ</sup>めた「ユニバ<sup>ー</sup>サ<sup>ー</sup>ル社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>づ<sup>く</sup>り  
推<sup>すい</sup>進<sup>しん</sup>に關<sup>かん</sup>する条<sup>じょう</sup>例<sup>れい</sup>」と、障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しゃ</sup>等<sup>とう</sup>が自<sup>み</sup>ら情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>を取<sup>しゅ</sup>捨<sup>しゃ</sup>  
選<sup>せん</sup>たく、自<sup>み</sup>らの意<sup>い</sup>思<sup>し</sup>で行<sup>こう</sup>動<sup>どう</sup>のでき<sup>る</sup>よう、生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>に必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>な情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>の  
取<sup>しゅ</sup>得<sup>とく</sup>や利<sup>り</sup>用<sup>りよう</sup>、意<sup>い</sup>思<sup>し</sup>疎<sup>そ</sup>通<sup>つう</sup>の多<sup>た</sup>様<sup>よう</sup>な手<sup>しゅ</sup>段<sup>だん</sup>の確<sup>かく</sup>保<sup>ほ</sup>に關<sup>かん</sup>する取<sup>と</sup>組<sup>くみ</sup>を促<sup>そく</sup>進<sup>しん</sup>  
るた<sup>め</sup>、議<sup>ぎ</sup>員<sup>いん</sup>提<sup>てい</sup>案<sup>あん</sup>によ<sup>る</sup>「障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しゃ</sup>等<sup>とう</sup>によ<sup>る</sup>情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>の取<sup>しゅ</sup>得<sup>とく</sup>及<sup>お</sup>び利<sup>り</sup>用<sup>りよう</sup>  
なら、意<sup>い</sup>思<sup>し</sup>疎<sup>そ</sup>通<sup>つう</sup>の手<sup>しゅ</sup>段<sup>だん</sup>の確<sup>かく</sup>保<sup>ほ</sup>に關<sup>かん</sup>する条<sup>じょう</sup>例<sup>れい</sup>」(ひょうご・スマイル  
条<sup>じょう</sup>例<sup>れい</sup>)を制<sup>せい</sup>定<sup>てい</sup>(2月)・施<sup>し</sup>行<sup>こう</sup>(4月)した。

- これらの条<sup>じょう</sup>例<sup>れい</sup>の基<sup>き</sup>本<sup>ほん</sup>理<sup>り</sup>念<sup>ねん</sup>実<sup>じ</sup>現<sup>げん</sup>のた<sup>め</sup>に、同<sup>どう</sup>年<sup>ねん</sup>10月<sup>がつ</sup>に総<sup>そう</sup>合<sup>ごう</sup>指<sup>し</sup>針<sup>しん</sup>  
を改<sup>かい</sup>正<sup>せい</sup>し、「ひと」「参<sup>さん</sup>加<sup>か</sup>」「情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>」「ま<sup>ま</sup>ち」「もの」の5つの柱<sup>はしら</sup>のもと、ユニバ<sup>ー</sup>  
ーサ<sup>ー</sup>ル社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>づ<sup>く</sup>りの推<sup>すい</sup>進<sup>しん</sup>に向<sup>む</sup>けた取<sup>と</sup>組<sup>くみ</sup>の方<sup>ほう</sup>向<sup>こう</sup>性<sup>せい</sup>等<sup>とう</sup>を定<sup>さだ</sup>め、県<sup>けん</sup>民<sup>みん</sup>、  
事<sup>じ</sup>業<sup>ぎやう</sup>者<sup>しゃ</sup>、団<sup>だん</sup>体<sup>たい</sup>及<sup>お</sup>び行<sup>ぎやう</sup>政<sup>せい</sup>の参<sup>さん</sup>画<sup>かく</sup>と協<sup>きやう</sup>働<sup>どう</sup>によ<sup>り</sup>、各<sup>かく</sup>種<sup>しゅ</sup>施<sup>し</sup>策<sup>さく</sup>に  
と<sup>と</sup>く  
取<sup>と</sup>組<sup>く</sup>んできた。

- 前<sup>ぜん</sup>回<sup>かい</sup>の総<sup>そう</sup>合<sup>ごう</sup>指<sup>し</sup>針<sup>しん</sup>の改<sup>かい</sup>定<sup>てい</sup>から6年<sup>ねん</sup>が経<sup>けい</sup>過<sup>か</sup>し、S D G sへの  
取<sup>と</sup>組<sup>く</sup>みの進<sup>しん</sup>展<sup>てん</sup>やデジ<sup>じ</sup>タル化<sup>か</sup>の加<sup>か</sup>速<sup>そく</sup>、働<sup>か</sup>き方<sup>かた</sup>の多<sup>た</sup>様<sup>よう</sup>化<sup>か</sup>、マイノリテ<sup>い</sup>に  
関<sup>かん</sup>する認<sup>にん</sup>識<sup>しき</sup>の<sup>へん</sup>変<sup>か</sup>、S N S上の誹<sup>ひ</sup>謗<sup>ぼう</sup>中<sup>ちゆう</sup>傷<sup>しょう</sup>など新<sup>あら</sup>たな人<sup>じん</sup>権<sup>けん</sup>  
問<sup>もん</sup>題<sup>だい</sup>、子<sup>ひん</sup>ども<sup>こん</sup>の貧<sup>せい</sup>困<sup>ど</sup>、制<sup>は</sup>度<sup>ど</sup>の狭<sup>か</sup>間<sup>ま</sup>の課<sup>けん</sup>題<sup>ざい</sup>の顕<sup>けん</sup>在<sup>ざい</sup>化<sup>か</sup>等<sup>とう</sup>、社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>

じょうせい へんか ふ じゅうぜん はしら あら けんしやく  
情 勢 の変化を踏まえ、従 前 の5つの 柱 のもと、新たに 県 施策の  
きほんてきほうこう さだ  
基本 的 方 向 を 定 めることとした。

## 2 かいていそうごうししん いち II 改 定 総 合 指 針 の 位 置 づ け

○ 「ユニバーサル社会づくりの 推 進 に関する 条 例 」第 1 2 条 に基づき、

きほんりねん さんか じょうほう もと しやく そうごうてき じっし  
基本 理 念 (ひと・参 加 ・ 情 報 ・ まち・もの) に 基 づく 施 策 を 総 合 的 に 実 施  
する ため の 指 針

・ りねんじょうれい どうじょうれい じつげん む けんしやく きほんてき  
理 念 条 例 である 同 条 例 の 実 現 に 向 け た 県 施 策 の 基 本 的 な  
ほうこうせい しめ  
方 向 性 を 示 す

・ どうじょうれい じっしじょうれい ふくし じょうれい  
同 条 例 の 実 施 条 例 と して、「福 祉 の まち づ くり 条 例 ※1」

しょうがいしゃとう じょうほう しゅとくおよりょうなら いしそつう しゅだん  
「障 害 者 等 に よ る 情 報 の 取 得 及 び 利 用 並 び に 意 思 疎 通 の 手 段

かくほ かん じょうれい じょうれい こうれいしゃ  
の 確 保 に 関 す る 条 例 (ひょうご・ス マ イ ル 条 例 ) ※ 2 「高 齢 者、

しょうがいしゃとう えんかつ りょこう かんきょう せいび かん  
障 害 者 等 が 円 滑 に 旅 行 す る こ と が で き る 環 境 の 整 備 に 関 す る

じょうれい すいしんじょうれい せいいてい  
条 例 (ユニバーサルツールイズム 推 進 条 例 ) ※ 3」を それ ぞ れ 制 定

※1 こうれいしゃ しょうがいしゃ ふく けんみん せいかつ  
高 齢 者 や 障 害 者 を 含 む す べ て の 県 民 が い き い き と 生 活  
できる 福 祉 の まち づ くり を 推 進 す る ため、1992 年 10 月 に 全 国 に  
さきが せいいてい  
先 駆 け て 制 定

※2 しょうがいしゃとう せいかつ ひつよう じょうほう しゅとく りょう いし  
障 害 者 等 の 生 活 に 必 要 な 情 報 の 取 得 や 利 用、意 思  
そつう たよう しゅだん かくほ かん とりくみ そくしん けんみんだれ  
疎 通 の 多 様 な 手 段 の 確 保 に 関 す る 取 組 を 促 進 し、県 民 誰 も  
あんしん く じこけつてい のうどうてき しゃかいさんかく  
が 安 心 し て 暮 ら し、自 己 決 定 に よ る 能 動 的 な 社 会 参 画 が で き

かんきょう ととの る 環 境 を 整 え、ユニバーサル社会づくりを 推 進 する ため、2018

ねん がつ せい てい 年 4 月 に 制 定

※3 こうれいしゃ しょうがいしゃ にゆうようじ どうはん ひと いどう 高 齢 者、障 害 者、乳 幼 児 を 同 伴 する 人 など 移 動 や

しゅくはく こんなん ともな ひと い りょこう かんきょう 宿 泊 に 困 難 を 伴 う 人 が、行きたいところに 旅 行 できる 環 境

せいび ねん がつ を 整 備 する ため、2023 年 4 月 に、ユニバーサルツーリズムに 特 化 した

じょうれい ぜんこく はじ せい てい 条 例 として 全 国 で 初 め て 制 定

○ しょうがいしゃとう じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう しゅだん 「障 害 者 等 による 情 報 の 取 得 及 び 利 用 並 び に 意 思 疎 通 の 手 段

かくほ かん じょうれい だい じょうだい こう さだ じっしけいかく の 確 保 に 関 する 条 例 」 第 7 条 第 1 項 に 定 め る 実 施 計 画

○ けんせい きほんししん 県 政 の 基 本 指 針 で あ る 「ひょうごビジョン2050」が め ざ す 「みんなが

い ちいき あんしん こそだ しゃかい あんしん なが 生 き や す い 地 域 」 を は じ め 「安 心 して 子 育 て で き る 社 会 」 「安 心 して 長

い しゃかい じつげん しゃかい すいしん 生 き で き る 社 会 」 な ど を 実 現 する ため の ユニバーサル社会づくりの 推 進

ぶんや けんしさく きほんてき ほうこうせい しめ ししん 分 野 で の 県 施 策 の 基 本 的 な 方 向 性 を 示 した 指 針

### 3 しきおよ うんよう Ⅲ 始 期 及 び 運 用

○ しき ねん がつ しゃかいじょうせい しゃかい 始 期 2025 年 4 月 から と し、社 会 情 勢 や ユニバーサル社会づくりの

とりくみじょうきょう ふ ひつよう おう みなお じっし 取 組 状 況 を 踏 ま え な が ら、必 要 に 応 じ て 見 直 し を 実 施 する。

○ けん しゃかい じつげん む そうごうししん そ 県 は、ユニバーサル社会づくりの 実 現 に 向 け て、総 合 指 針 に 沿 っ て、

まいねんど じっししさく じっしじょうきょう こうひょう 毎 年 度、実 施 施 策 を と り ま と め る と と も に、そ の 実 施 状 況 を 公 表 する。

#### 4 ひょうごけん しゃかい すがた IV 兵庫県をめざすユニバーサル社会の姿

##### しゃかいぞう 1 めざすべき社会像

すべ けんみん しゃかい とうじしゃ たがい そんなちよう ささ  
全ての県民がユニバーサル社会の当事者として互いを尊重し、支  
え合い、も ちから はつき じぶん たの かつどう じこじつげん  
もてる力を発揮し、自分らしく楽しく活動し、自己実現すること  
ができる かんよう しゃかい  
寛容な社会

##### きほんりねん 2 5つの基本理念

じんかく こせい そんなちよう ささ あ しゃかい  
ひと 人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

ねんれい せいべつ しょうがい じんしゅ みんぞく しゅつじ しゅうきょう  
年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるい  
けいざいてきちい ちが しゃかい いちいん  
は経済的地位などの違いにかかわらず、だれもが社会の一員とし  
て じんかく こせい そんなちよう りかい ささ あ すす  
人格と個性を尊重し、理解し、支え合うひとづくりを進める。

さんか すべ ひと のうりよく はつき たよう しゃかいさんか さんかく  
参加 全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加・参画

しゃかい  
ができる社会

みづか のうりよく はつき はたら ちいきしゃかい  
だれもが自らの能力を発揮して働くことや、地域社会の  
いちいん さまざま かつどう さんか さんかく  
一員として様々な活動に参加・参画することができるよう、  
しょうへき とのぞ たよう せんたく ようい しゃかい  
障壁を取り除き、多様な選択が用意された社会をめざす。

じょうほう せいかつ ひつよう じょうほう えんかつ てきせつ  
情報 生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に

しゅとく りよう たよう しゅだん かくほ みづか のぞ いしそつう  
取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の

しゅだん せんたく しゃかい  
手段を選択することができる社会

じょうれい もと さまざま じょうほうでんたつしゅだん  
ひょうご・スマイル 条例に基づき、様々な情報伝達手段を

く あ とき りかい じょうほう  
組み合わせることにより、だれもがどのような時でも理解しやすい情報を  
ようい にゆうしゅ りよう いしそつう はか  
容易に入手でき、利用し、意思疎通を図ることができるようにする。

とく さいがいじ とのこ ひつよう じょうほう  
特に災害時にだれも取り残されることのないよう、必要な情報が  
とど たいせい せいび じょうほうつうしんぎじゅつ あんぜん あんしん  
届く体制を整備する。また、情報通信技術を安全・安心に  
りよう しゃかい  
利用できる社会をめざす。

ふくし すいしん あんぜん あんしん く かくほ  
まち 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保され

しゃかい  
る社会

ちいき あんしん す しゃかい  
だれもが、地域で安心して住まうことができる社会をめざす。また、  
ふくし じょうれい すいしんじょうれい りねん  
福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム推進条例の理念  
ふ じたく まち い じゅう  
を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに自由にかつ  
あんぜん かいてき いどう かつどう せいかつくうかん せいび す  
安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める。

すべ ひと りよう しつ たか せいひんおよ  
もの 全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが

ふきゅう しゃかい  
普及する社会

せいかつ ひつよう かんてん  
生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、  
りよう まんぞく り くふう  
だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。また、理にかなった工夫  
つかさ ごうりてきはいいりょう しょうがい ひと かつどう  
の積み重ね(合理的配慮等)により、障害のある人などの活動を  
せいげん しょうへき とのぞ ていきょう  
制限している障壁を取り除いたサービスの提供をめざす。

5 けんしやく きほんてきほうこう  
V 県施策の基本的方向

1 「ひと」

- (1) しょうがい こんなん かか ひと たよう ひと  
障害など困難を抱える人や多様なバックグラウンドのある人との  
しゅたいてき かか つう ひと おも ゆた ところ じょうせい  
主体的な関わりなどを通じた、人を思いやる豊かな心の醸成、ユ  
ニバーサル社会づくりの基本理念への理解を深める機会の提供
- (2) こんなん かか こ じりつ しゃかいさんか さんかく きばん  
困難を抱える子どもが自立して社会参加・参画するための基盤と  
なる生きる力を育むための子どもの意見を尊重した教育の実施
- (3) しゃかい ちいき しょくば そっせん おこな じんざい  
ユニバーサル社会づくりを地域や職場で率先して行う人材や  
せんもんてきちけん ゆう じんざい かくほ  
専門的知見を有する人材の確保

2 「さんか」

- (1) すべ ひと じょうきょう のうりよく おう あいしーていー  
全ての人がそれぞれの状況や能力に応じて、ICTの  
かつよう たよう しょくしゅおよ はたら かた せんたく  
活用やマッチングなどにより、多様な職種及び働き方を選択する  
ことができる環境の整備
- (2) ちいき みまも あんしん しゅっさん こそだ  
地域に見守られながらだれもが安心して出産し子育てができる  
たいせい せいび  
体制の整備
- (3) ふくごうてき よういんまた せいど はざま こんなん かか ひと  
複合的な要因又は制度の狭間で困難を抱える人などが  
ちよくめん しょうへき じよきよ しえんたいせい せいび  
直面する障壁を除去するための支援体制の整備
- (4) とくべつ しえん ひつよう こ かてい しえんたいせい せいび  
特別な支援が必要な子どもや家庭への支援体制の整備
- (5) ちいきかつどう ぶんかげいじゅつ かつどう  
地域活動や文化芸術、スポーツ活動、ユニバーサルツーリズムな

つう こう りゅう しゃかいさんか さんかく そくしん  
どを通じた交 流 と社 会 参加・参 画 の 促 進

### じょうほう 3 「情 報」

- (1) しゅわ てんじ おんせいじどうほんやくきとう たよう ほうほう すべ  
ひと とき じょうほう えんかつ しゅとくおよ りよう  
人がどのような時 でもあらゆる 情 報 を円 滑 に取 得 及び利用するこ  
とができる 措置 の 実施
- (2) しゅわつうやく てんやくとう おこな じんざい ようせいおよ けんみん しゅわ  
とう がくしゅう きかい かくほ  
等を学 習 する機会 の 確保
- (3) さいがいじ しえん とく ひつよう もの たい あんぜん かくほ  
め に 必要 な 情 報 をいつでも 迅速かつ 的確 に 伝 達 する 体制 の  
せいび  
整備
- (4) じょうほうつうしんぎじゅつ かつよう じょうほう はっしんおよ じょうほう  
つうしんぎじゅつ しんてん りべんせい すべ ひと あんぜん あんしん  
きょうじゅ かんきょう せいび  
享 受 することができる 環 境 の 整備
- (5) インターネット 等 でのマイノリティの方 を含む 他者 へ の 人 権 侵 害 の  
よくし じょうほう こうじょう だれ かがいしゃ ひがいしゃ  
抑 止 や 情 報 リテラシーの 向 上 など 誰 もが 加 害 者 にも 被 害 者 にも  
ならないための 取 組 の 実施

### 4 「まち」

- (1) じゅうたくかくほようはいりよしゃ す けんり ほしょう む とりくみ  
じっし  
実 施



- (2) 心身の機能の低下などによる状況の変化に対応した住宅の整備
- (3) 安心して、公共施設等を利用し、通勤や通学、通所、買い物、旅行等を含むあらゆる生活の場面において公共交通機関等により円滑に移動するためのハードソフト両面での整備促進
- (4) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
- (5) 自治会や民生委員、非営利法人、ボランティア団体等多様な主体による市民活動や、医療及び介護等地域に安心して暮らす社会サービスの提供促進

## 5「もの」

- (1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発と普及
- (2) 先端的な技術を活用した医療・福祉サービスの提供のための研究開発と普及
- (3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供並びに障害のある人などへの理にかなった工夫の積み重ね(合理的配慮等)によるサービス向上の促進